

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

<令和 6年10月 1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当：管理者 笠松 やよ

電 話：0597-23-3075 (9:00~17:00)

*ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	あいあい日向ショートステイ
所在地	三重県尾鷲市大字向井133番地の9
指定番号	2471000378
サービス種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
サービス提供地域	尾鷲市 紀北町

*その他の地域にお住まいの方もご相談下さい。

(2) 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管理者	1名		介護職員と兼務
医 師		1名	
生活相談員	1名	3名	介護職員と兼務
栄養士		1名	
看護職員	1名	1名	内1名機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員		1名	看護職員と兼務
事務職員	1名		
介護職員	3名	12名	内1名管理者と兼務 内4名生活相談員と兼務

(3) 設備概要

定 員		23名			
居 室	一人部屋	8室	(1室 12.00m ²)	浴 室	一般浴 特殊浴槽
	一人部屋	1室	(12.20m ²)		
	二人部屋	1室	(24.00m ²)	静養室	1室 (19.88m ²)
	四人部屋	2室	(1室 46.20m ²)	面談室	1室 (11.82m ²)
	四人部屋	1室	(46.26m ²)	医務室	1室 (22.94m ²)
食堂及び機能訓練室		1室	(78.18m ²)		

3. サービス内容

(1) 介護計画の作成

介護支援専門員の作成した「居宅サービス計画」に沿って、担当者間で協議し「短期入所生活介護計画」及び「介護予防短期入所生活介護計画」を作成し、利用者および家族に説明し同意をいただきます。

(2) 食 事

朝 食 7 : 30 ~ 8 : 30

昼 食 11 : 30 ~ 12 : 30

夕 食 17 : 00 ~ 18 : 00

以上のほか、湯茶等のサービスがあります。食堂においておとりいただきます。

(3) 入 浴

7日間の利用で、2回入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。

(4) 介 護

介護計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添いなど。

(5) 機能訓練

介護計画に沿って、機能訓練室等にて訓練を行います。

(6) 生活・介護相談

お気軽にご相談下さい。

(7) 健康管理

入所時に健康チェックするほか、必要に応じて協力医療機関等で受診することができます。通院に伴う送迎の費用を別途いただく場合があります。(移動サービス利用)

(8) 理美容サービス

ご希望があれば美容師による整髪(カット・パーマ等)が可能となります。料金は別途かかります。

(9) レクリエーションなど

施設内において、様々な活動を実施しております。また、行事によって別途参加費のかかる

ものもあります。その都度担当よりご説明させていただきます。

4. 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

①基本料金

介護度		1日当たりの利用料金 (介護給付費)	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額
要支援1	従来型個室・多床室	4,790円	479円
要支援2	従来型個室・多床室	5,960円	596円
要介護1	従来型個室・多床室	6,450円	645円
要介護2	従来型個室・多床室	7,150円	715円
要介護3	従来型個室・多床室	7,870円	787円
要介護4	従来型個室・多床室	8,560円	856円
要介護5	従来型個室・多床室	9,260円	926円
長期利用要支援1 (連続31日以上)	従来型個室・多床室	4,420円	442円
長期利用要支援2 (連続31日以上)	従来型個室・多床室	5,480円	548円
長期利用要介護1 (連続61日以上)	従来型個室・多床室	5,890円	589円
長期利用要介護2 (連続61日以上)	従来型個室・多床室	6,590円	659円
長期利用要介護3 (連続61日以上)	従来型個室・多床室	7,320円	732円
長期利用要介護4 (連続61日以上)	従来型個室・多床室	8,020円	802円
長期利用要介護5 (連続61日以上)	従来型個室・多床室	8,710円	871円
加 算	看護体制加算Ⅲイ (要介護者のみ)	120円	12円
	看護体制加算Ⅳイ (要介護者のみ)	230円	23円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	6円
	若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ)	1,200円	120円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)(対象者のみ)	2,000円	200円
	医療連携強化加算(対象者のみ)	580円	58円
	看取り連携体制加算(対象者のみ)	640円	64円
	長期利用者に対する短期入所生活介護(31~60日)	-300円	-30円
	緊急の利用者の受入	900円	90円
	高齢者虐待防止措置実施の有無：基準型		
業務継続計画策定の有無：基準型			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月利用料合計の13.6%	左記の内1割又は2割又は3割自己負担	

*自己負担額は、介護給付費の1割又は2割又は3割です。(上記自己負担額は1割の場合)

*償還払いの場合には、一旦、介護給付額全額をお支払いいただき、その後領収書を添付して保険者に請求されますと原則的には9割又は8割又は7割の還付が得られます。

②食事の提供に要する費用 1日当たり1,445円(朝食475円、昼食・夕食 各485円)

③滞在費 従来型個室1日当たり1,231円、多床室1日当たり915円です。

※②③の食費・滞在費が基本料金となりますが、低所得の負担上限は下記のようになります。

利用者負担段階	対 象		食 費 (1日)	居住費(1日)	
				多床室	個 室
第1段階	生活保護受給の方		300円	0円	380円
	老齢福祉年金受給の方				
第2段階	世帯全員 が市町村 民税非課 税者	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	600円	430円	480円
第3段階①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	1,000円	430円	880円
第3段階②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	1,300円	430円	880円

④送迎代 介護保険で定められた送迎代1,840円(片道)のうち、自己負担額はその費用の1割です。サービス提供地域以外の方の利用の場合、実施地域を超えた地点から1キロメートルごとに50円いただきます。なお、車輛に限りがあり、対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

⑤日常生活費・教養娯楽費 必要に応じ実費をいただきます。

⑥テレビ貸出料金 1日当たり330円です。

⑦洗濯料金(必要に応じ) 1回当たり110円です。

⑧預り金管理費 1月当たり1,000円です。

⑨その他 行事参加費、理美容代などは別途料金となります。

*利用料自己負担分、食費、滞在費については、所得に応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。

*介護度等変更により金額が変更になった場合は、重要事項説明書別紙にて署名をお願いします。なお、加算が変更した場合は文書にてお知らせします。

5. 支払方法

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用翌月10日前後に請求書を郵送いたしますので、口座引落とし又は指定金融機関への口座振込にてお支払いください。領収書を発行いたします。

6. サービス利用

(1) サービス利用契約

まずは担当の介護支援専門員とご相談下さい。居宅介護計画に則ってご利用について当施設と調整となります。ご利用期間決定後に契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書での

お申出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険給付サービスでサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定された場合（但し、経過的要介護を除く）
- ・お客様がお亡くなりになった場合

③ その他

利用者がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、または利用者やご家族等が当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

(3) サービス利用の中止

① 利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、分かりしだい早めにその旨を担当者にご連絡ください。なお、キャンセル料をいただく場合があります。

② 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要なときは、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医、または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

7. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。介護計画に基づきサービス提供に努め、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようお手伝いいたします。

また、地域や家族との結びつきを重視し、密接な連携をはかり精神的安定感のある総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

① 面会時間

特に制限は設けておりません。ただし、早朝深夜など他の利用者の迷惑となる時間帯はご遠慮下さい。

② 飲酒、喫煙

お身体に影響のない範囲でお楽しみ下さい。喫煙する場所が限定されておりますのでご了承

承下さい。

③ 金銭、貴重品の管理

必要以外の持ち込みはお断りいたします。利用者自身が管理できない場合は、担当者にご相談下さい。事務所にて管理いたします。

④ 設備、器具の利用

テレビ、ラジオ、カセットデッキ等の持ち込みは事前にご相談下さい。

⑤ 宗教活動

特に制限はありません。信仰は自由です。ただし、共同生活に支障のない範囲とさせていただきます。また、施設内においての布教活動は原則として禁止させていただきます。

⑥ 衣類の洗濯

施設で実施いたします。短期間のご利用の場合、できないものもありますのでご了承下さい。

⑦ ペット

持ち込みはできません。

⑧ 利用者、ご家族へのお願い

ショートステイにはあらゆる障害、疾病を抱えた方がお見えです。特に認知症の方の行動や言動には多少の不快感を与えてしまう事がございますが、ご本人さんの意識とは別だどのご理解をいただきご協力お願い致します。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、または認知症や精神疾患により症状が著しく悪化し、自傷・他傷の恐れの高い方は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡し、協力体制を依頼いたします。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。事故に備えて下記の損害賠償保険に加入しています。

損害保険会社名：あいおいニッセイ同和損保

10. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理に関する担当者	小倉 守
-------------	------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（毎年2回 5月・10月）
- ④ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 笠松やよ
-------------	----------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するために年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. サービス内容に関する相談・苦情

サービスに関する相談・要望・苦情などは1項の相談窓口（0597-23-3075）までお申し出下さい。

当事業所以外に、下記に相談・苦情等を伝えることができます。

紀北広域連合 電話：0597-35-0888

三重県国民健康保険団体連合会苦情窓口 電話：059-222-4165

尾鷲市福祉保健課 電話：0597-23-8201

紀北町福祉保健課 電話：0597-46-3122

16. ハラスメント等

事業所は、適切な短期入所生活介護介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

17. 当事業所の概要

法人名称	特定非営利活動法人 あいあい
代表者	理事長 湯浅しおり
法人本部所在地	〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
電話番号	0597-23-3007
法人設立	平成12年12月

令和 年 月 日

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地：〒519-3625 尾鷲市大字向井133番地の9

名称：あいあい日向ショートステイ

説明者氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

利用者氏名

代筆者氏名

(続柄)